

後西院宸翰御消息

後西天皇と廷臣烏丸資慶との交流を窺わせる資料は今まで知られていなかったが、当部で購入した『後西院宸翰御消息』（函架番号 四一五・三四七）は、これらを具体的に示す資料であるので、翻刻し紹介する。

同書は、外題に『宸第七号^(付)』^(巻)後西院宸翰賜資慶卿卅八枚、附の極札に『後西院天皇宸翰^(印文)資慶卿来翰卅八通^(印文)（墨陽方印）^(印文)（朱陽楮円印）』^(印文)（極札包紙『後西院天皇宸翰小札古筆了仲』と記され、宇土細川家より流出したといわれている巻子本一巻で、『宸第七号^(付)』^(巻)後西院宸翰』とある桐箱入りである。

本紙は三十六紙。各一紙一通（後掲のとおり、便宜上巻頭から通番号を付す）で、外題・極札には「卅八通」とあるが、現在は三十六通しかなく、二通は何時の時点かで失われたと思われる。

三十六通の宛所等は、後西天皇が烏丸資慶に宛てた書状二十五通（その内 5 8 10 11 17 18 19 22 24 28 30 の十一通は烏丸大納言宛、1 4 6 7 20 26 32 の八通は烏丸前大納言宛、9 16 27 の三通は烏丸宛、13 21 29 の三通は後西天皇と資慶との勘返状）、左兵衛佐宛14の一通、宛所不明12 15 23 25 31 33 34 35の八通で、この内23は「^(鳥丸)□□とのへ」と判読ができる。また33～35の三通は書状断簡と思われるが、文字の大きさ等から、三紙は繋がる

ものでない。他に2の和歌十首題一通、3の和歌歌題口伝事一通が連なっている。資慶の官位「大納言」「前大納言」宛のものが交入しているところから、一巻の紙継ぎは年次順ではないことが知られる。署名及び花押を記すものは一通もない。

書中には、宛所の烏丸大納言（資慶、万治元年十月十九日任権大納言、^(二六六)寛文二年十月十日辞、同九年十一月二十八日薨）をはじめ、11照高院門主（道見法親王、後陽成天皇皇子、万治元年閏十二月二十三日称照高院、^(二六七)延宝七年六月十八日薨）、19季定朝臣（中園、^(二六五)承応四年正月五日從四位上、寛文三年六月十三日從三位）、20裏松宰相（資清、光賢次男、母同資慶、寛文二年八月二十六日任参議、同六年七月二日辞、同七年八月十四日薨）、21定誠卿（花山院、万治四年正月五日從三位、元禄五年出家）、27 30 34 法皇（後水尾天皇、^(二六五)慶安四年五月六日出家）等が登場すること、19内侍所渡御（万治四年正月十五日皇居等焼失、寛文二年六月二日内侍所立柱、同三年正月十二日内侍所本殿渡御日時定、同月二十七日内侍所本殿渡御）の記事が見られることから、本書の記された年代は、19の後西天皇が讓位した寛文三年正月に書かれたものが最も初期のものである

り、資慶が没する同九年の2が最終のもので、他はその間のものと思われる。すなわち本書は、上皇になられてから記されたものと思われる。

筆跡は、他の宸筆類との対比からも後西天皇の流麗な御書風と認められ、勘返状の差出に13 21「資慶」、21 29「すけ慶」と記されており、本書の外題は信じてよいと思われる。

記者後西天皇は、第一一代天皇。御父後水尾天皇、母逢春門院で寛永十四年十一月十六日御誕生。御名良仁、幼称は秀宮という。(一六四七)正保四年(一六三七)

十一月二十七日初代好仁親王の後を継いで高松宮二代当主となり、桃園宮、次いで花町宮と称されたが、承応三年九月二十日御兄後光明天皇の崩御により、思いがけなく皇位を継承。同年十一月二十八日踐祚、明暦二年正月二十三日即位された。寛文三年正月二十六日讓位。同四年五月、後水尾法皇より中院通茂・日野弘資・烏丸資慶と共に古今伝授を受く。(一六八五)貞享二年二月二十二日崩御。四十九歳であった。

本書が、宇土細川家の旧蔵であったということは、次に掲げることによっても考えられよう。

資慶の母は、細川幽斎の子忠興の女である。熊本支藩の宇土細川家は、忠興四男の立孝が祖で、その子行孝は資慶の和歌の門人である。その家集『葵花集』(『日本歌書統覧』)の跋文に、資慶の弟裏松資清の子意光は「細川行孝者故重棟資慶卿之門而、勵於志敷島道」と記している。行孝はまた歌道に関する質問に資慶が答えた『続耳底記』や『烏丸資慶卿覚書』などを残していること、行孝並びにその室の詠草を資慶が仲介し後水尾法

皇に添削加点を得ていること(『片玉集』28、当部蔵)、資慶の家集『秀葉集』には遺書に付して行孝に歌を贈っていることなどが知られる。また、幽斎の家集『衆妙集』は、行孝が資慶に編纂を頼みながらも病のため果せず、資慶の義兄弟の飛鳥井雅章が行っている。以上のように、資慶と行孝は従兄弟関係にあり、かつ和歌の師弟としての深いつながりがあったことが知られるのである。

内容の特記すべきものに、後西院の御代にも、院を中心とした三臣がおり、独自の歌壇が存在していたことが知られることである。

御父後水尾天皇・御弟靈元天皇には、それぞれの歌壇が展開されていることは著名であるが、後西天皇においては知られていなかった。しかし2の和歌十首題は、「寛文九年、新院御所御当座十題和歌三臣」(『近代和歌御会集』自寛文九、正、十九、廿九、当部蔵)の題で新院・通茂・弘資・資慶の順で各一首詠まれているものである。一人三臣については後柏原院歌壇の三条西実隆・下冷泉政為・上冷泉為広、後水尾院の三条西実条・中院通村・烏丸光広、靈元院の中院通茂・清水谷実業・武者小路実陰が知られており、それぞれの歌壇での活躍が知られていた。

従って本書により後西院歌壇の一端を知ることができるが、中でも6 7 25 27 32 33 34では和歌の指導方法が記されている。記中にみられる「法皇」「仰」は、後水尾法皇のことであり、資慶の詠草について後西院が仲介して、法皇に添削指導を仰いでおり、これを院が資慶に通知したものである。その時期は『近代和歌御会集』・『近代御会和歌』(内閣文庫

蔵)・『新院御会』(東大史料編纂所蔵)に、これらの詠草に関わる御会の記事がいくつかみえるので、日付により御会の前に指導を得たことは間違いない。添削後、資慶は推敲を重ねたのであろう、同書及び資慶の家集『秀葉集』にみられる御会の詠草は少しく異なっている(但し、7「雪にけさ」は本書のまま『秀葉集』にあり)。しかしその詞書は「新院御所月次」「新院御所御連歌」等と記されている。すなわち、これらの詠草は後西院歌壇の月次御会のものであるのにもかかわらず、後水尾法皇の添削を受け、批評をもらっているのである。その上、27にみられるように、資慶の詠草及びその批評も法皇の宸筆によって記されている。これは資慶が後西院の三臣の一人であるものの、後水尾院歌壇の一員だったことによるものであろう。

このほか後西院歌壇における廷臣の動きも記されており、本書をもって寛文初期における宮廷歌壇のあり方のひとつを知ることができる。

凡例

- 一、各通頭に一連番号を付し、その下に料紙の寸法を入れた。
- 一、使用漢字は、異体・略体を正字に改め、常用漢字、通用漢字のあるものは適宜これを使用した。
- 一、便宜読点を、折紙は折前に「」で示し、編者の註は()で示した。
- 一、判読困難な文字は、その字数を□で示した。
- 一、『』内は、後水尾天皇宸筆と認められるものである。

(市野千鶴子)

〔後補表紙〕
〔宸第七号〕(付箋)
後西院宸翰賜資慶卿
御文 卅八枚

1 (三〇・七センチ×四二・七センチ)

〔後野頭光〕
先剋左兵衛佐つたへ候一紙、被見候とて、ねんの文のやうよろこひ思給候、まつく所勞も大かた快気をえられ候まゝ、やかて入来候ハん由、珍重ニ候、かならずやかて待入候、委曲面上にと申残し候、

あなかしこ

〔端裏墨引ウツ書〕
「――」 烏丸前大納言とのへ」

2 (和歌十首題) (三一・三センチ×四一・一センチ)

十首

海上霞 山家花 水辺螢
暁初鴈 故郷月 薄暮雪
寄鐘恋 寄舟恋 旅宿雨
往事夢

3 (和歌歌題口伝事) (三〇・九センチ×四一・九センチ)

新統古今集秋下

家にて人く題をさくりて、五十首哥よみ侍けるに、残菊句といふことを、
〔足利義満〕
鹿苑院入道前太政大臣

花とミし籬も今ハあれはてゝ 霜ににほへる菊の一本

光台院五十首残菊句秋之題ニ候、

草庵集秋下

御子左大納言家にて残菊句を

庭の面にうつろふ菊のこむらさきかれなてにほへ霜ハをくとも

柏玉集秋部

残菊句 時過て猶花ありと秋の菊句ふ籬につむ人もなし

秋ふかき霜のしら菊かくてしもうつろひのこる香に匂ひつゝ

類題秋部ニ残菊句入候、残菊ハ冬之題、句ノ字加候へハ秋ニ成候、

二条家ノ差別之様ニ聞置候、冷泉家ニハ句ヲモ共ニ冬之由ニ候、覺

悟之分書付候、被心付候段令祝着候也、委細左兵衛佐ニ申含候也、

4

(三二・一センチ×四一・七センチ)

詠草御めにかけて候、端可然之由仰ニ候、將又昨日率爾承候事今日申入

候、御心得あらせられ候、何時にてものよし仰ニ候、委曲明日可申述

候也、

正廿一日

烏丸前大納言とのへ

5

(三〇・六センチ×四二・三センチ 折紙)

尚々先日左兵衛佐ニ被申越候釜の事、此中催足申、いまたいてき

候ハす候、猶催足申候て二三日中可返遣候也、

昨日者来臨之処ニ文庫取置す故、不能対顔残多候、

一 資忠卿詠草御めにかけて候、絵御覽あはせられたきよし被仰候て、

□ 絵とりよせられ可被趣候、

一 昨日平松ニ申をかれ候、内ノ事両度まで申入候へハ、年内少も

御隙なく候、御神事なども被遊候事ニ候間、さして不急候ハ、来

春之事ニ被遊候はんよし、仰ニ候キ、其段申候ハんと存候て、毎

度忘却、于今はしめぬ事ながら無正躰候、先日連哥会の日などハ、

終日存出居申候而、夜更候故打わすれ無念候、猶委曲面上可申入候、

一 内々約束申候、十炷香かんはんの書付頼入候、猶書様以下下書一紙

ニ注付候、事多取込、書中無正躰候、早破ノ、

かしく

極月廿日

烏丸大納言とのへ

6

(三二・一センチ×四一・三センチ)

『柳

端 折しもあれ門引いるゝ小車の

こすのミとりの柳たつ陰欵

恋

端 なけきつゝよるノいかにあかしかた

波路へたてゝすてられし身ハ故 』

如此者如何之由、仰ニ候、委細明日可申談候也、

烏丸前大納言とのへ

7

詠草御目にかけて候、

雪『端雪にけさ又たくひなき大ひえや

日敷かさねしふしの面影歎 』

松 同杣木にもあはれのかれて身をかへす

やとからのこる松や老ぬる歎

杣趣向珍重ニ思召候よし仰ニ候キ、其外仰共候条、明日可申述候、

愚詠清書候として、早々無正躰候也、

(寛文六年十一月) 廿日

烏丸前大納言とのへ

8

(袖書) 存事ニ候、及深更候へとも、今日於禁中粗うはさ承候間、為早速

如此候、先以昨日者所勞之由如何候哉、且又来十五日当座之会興

行申度候間、随分被加養性、其内出頭尤ニ候也、書中別而無正躰

候、

四月九日

(三〇・一センチ×四一・二センチ)

貫首未被申候哉、片時も早披露可然思給候、四条所望之由、摂政・い

つの宮などより法皇へ被申入候沙汰候間、明日早々披露可然存候、職

事誰人ニ被頼入候哉、兎角披露早速可然、

(端裏墨引ウツ書) 烏丸大納言とのへ

9

(袖時) 尚々先日ハ見事之石燈籠祝着申候、以事期面候也、

法楽之写三冊即遣候、ゆるくと校合尤ニ候、誠ニ其後ハ久しく不能

面謁御ゆかしく候、やかて入来所希候也、

十一月十日

(端裏墨引ウツ書) 烏丸とのへ

10

たうらん被申付候由、御うれしく候、紫革切等返給候落手し、一兩日

所勞之由如何候哉、源氏御校合も十一日ニ治定候、其前随分養性候て

出座尤ニ候、大丸所勞是又如何候哉、無心元候、 かしく

(端裏墨引ウツ書) 烏丸大納言とのへ

11

(袖書) 尚々所勞能く養性尤ニ候、

聖護院事、照高院宮へ談合申候へ共、兎角理ニ候間、兩社二首ハ日野

(三二・八センチ×四三・六センチ)

(三〇・九センチ×四三・七センチ)

(三〇・七センチ×四〇・九センチ)

へ加増尤ニ候、水無瀬殿一首へ光雄朝臣加増可然候、委曲面々可申述候也、

(寛文四年) 壬五月十日

〔端裏墨引ウツ書〕 烏丸大納言とのへ

12

(三一・七センチ×四〇・三センチ)

〔袖書〕 尚々点取昨日被披候、残雪一首御点ニ候、中院皆無にて候、定而

可為意恨存事ニ候、

明日之短冊題清書早速出来候、兼又初卯法楽和歌之事、先日相濟候由、一段之義ニ候、万端明日可申述候也、

二月十四日

〔端裏墨引〕

13 (勘返状)

(三一・九センチ×四三・九センチ)

御香之箱之目録唯〔早速令祝着候〕今仕候処、御書付と堺と一行相違候趣を明可申候

哉、奥〔尤ニ候〕残可申候哉、唯今被窺可給候也、

十二月廿二日

猶丸殿

資慶

14

(三〇・〇センチ×三八・五センチ)

手鑑第四裏目六かゝせ候て遣候、古目録にて写させ候間、少多少之事

可在之候、筆者ニハ相違無之候条、此由大納言へ可被伝候也、

卯月廿八日

左兵衛佐とのへ

15

(三一・三センチ×四三・七センチ)

書中之趣得其意候、いかに〔基持〕も大沢院参之事、番所より相触候と存候、

明日より可被参候、やかて帰洛待入候、念入候て書中委細承知候也、

正月十一日

16

(二九・九センチ×四二・四センチ)

〔袖書〕 尚々昨日古今集早速借給候、髓ニ預置候、遂校合可返進候也、

打鳥子中院所持候間、可給之由令祝着候、夜前及暮天尋出、即照門主

へ遣候間、今日幸白河へ被参候ハ、持参候而、夜前之料紙と被見合、

宜方被用候様ニ照門へ可被申候、中院へよくつたへられ候て可給

候、 かしく

〔端裏墨引ウツ書〕 烏丸とのへ

17

(三一・四センチ×四三・三センチ)

清正集料紙取替候事、得其意候、明日従是可遣候、又状一通給置し、

少用候て早々書中無正躰候也、

七月九日

〔端裏墨引ウツ書〕 烏丸大納言とのへ

18 (三〇・七センチ×四二・四センチ)

官班記一冊急用候由即遣候、世上流布之物ニ候へとも、我等方より出候事、無沙汰様ニ頼入候、子細直談可申候也、

八月十七日

〔端裏墨引ウツ書〕 烏丸大納言とのへ

19 (三〇・七センチ×四二・二センチ)

〔中圖〕 季定朝臣領状之由尤ニ候、役義重之ニ候間、内侍所渡御供奉可被免哉之由、是又得其意候、〔資藤〕柳原方へ可被示候也、〔寛文三年〕

正月十八日

〔端裏墨引ウツ書〕 烏丸大納言とのへ

20 (三〇・七センチ×四二・四センチ)

〔袖書〕 尚々類題之事、得其意候近日可遣候、兼又栄花物語色紙日野昨日出来候、〔行間〕中院方へ被遣候哉、中院其方兩人共ニ一兩日中進上可然候也、以事期面候也、

霜月十日

所用候て、早々書中別無正躰候也、

十牛凶哥之事、〔資善〕裏松宰相領状之由一段にて候、病中静ニ可有且案之旨

尤ニ候、次第先日談合之趣相違候て、於法皇御前次第改候間、書付遣候、〔資藤〕將又友古述作之物令披見、落涙候事にて候、〔端裏墨引ウツ書〕 烏丸前大納言とのへ

21 (勘返状) (三〇・五センチ×四二・一センチ)

聖席五十首軸、可為誰人候哉、〔可然候也〕雅章卿・共綱卿・定誠卿等之内可遣候哉、但可為照門哉、此旨被窺旨可給候也、穴賢々々、

十一日

〔端裏墨引ウツ書〕 回章 資慶

大丸とのへ すけ慶

22 (三〇・七センチ×四二・八センチ)

袖炉一段見事ニ候て令祝着候、当年中銀にても何にても出来申間敷之由、得其意候、夜前物語申候首尾ニ候間、明日是を持参候ハんと別而満足申候、
かしく

十二月廿八日

〔端裏墨引ウツ書〕 烏丸大納言とのへ

23 (三一・三センチ×四三・二センチ)

能宣集下一冊落手し、上卷其方ニ無之候由、猶此方相尋可見候也、

六月廿七日

〔端裏墨引ウツ書〕
□□とのへ

24 (三一・三センチ×四三・八センチ)

古今抄三冊・万代集六冊縫ニ給置候、頓而書付候て可返遣候、将又大丸所勞癩疹にて候へきや、未定之由如何無心元候、能々養性させらるへく候、余事期面候也、

二月四日

〔端裏墨引ウツ書〕
烏丸大納言とのへ

25 (三一・五センチ×四三・八センチ)

『妹恋しらに露分る野へ』

一段可然候欵、袖も初折さすふる袖の露そひかたき、袖ニ露むすひ候て出候、兩字共五句□□問、二つハ可在之哉と思給候キ、野辺一たんもつとも候、旅も一つ出候、今一つ在之候哉、縫ニ不覚悟候条、野へ書付次へ遣候事にて候、
霜月廿八日
かしく

26 (三〇・三センチ×四一・二センチ)

香炉之灰無失念早々給候、即香炉へ入候事に候、万端明日可申述候也、

三月十五日

〔端裏墨引ウツ書〕
烏丸前大納言とのへ

27 (三一・〇センチ×四四・〇センチ)

『大ひえやけさそきやけきふる雪の』

日かすかさねし富士の面影

夜部ノ哥、此分ハ如何候はん哉、作者吟味次第尤ニ存候也、

只今如此従法皇被仰下候間示遣候、心事後刻可申述候也、

〔墨引〕
烏丸とのへ

28 (三〇・六センチ×四一・二センチ)

兩首共ニ端尤之由候、橋と見候へ、殊ニ珍重之由仰ニ候、此詠草之内
いまた子細候事共候、条々期参会候也、

十二月九日

〔裏包封ウツ書〕
烏丸大納言とのへ

29 (勸返状) (三一・三センチ×四一・九センチ)

〔袖書〕
尚々先刻色紙共出来候間遣候、

哥仙色紙形六半一冊、返猷御ひろう候へく候、
かしく

三月六日
すけ慶

〔墨引〕
大丸とのへ
すけ慶

30 (三〇・四センチ×四一・七センチ)

三十首出来候哉、愚詠漸只今清書候事ニ候、弥明日昼時分、法皇へ持
参候間、さ様ニ可被心得候、為其如此也、

(寛文四年)

二月六日

(端裏墨引ウツ書)

烏丸大納言とのへ

31

(三二・七センチ×四一・八センチ)

先刻率尔申申談候義、堅固内証之事ニ候、日野・烏丸兩人へも三もし
事ハ無沙汰之事ニ候間、照門・中院等参会候ともかたく、其心得尤
ニ候、今日ノ首尾委細語申故、雑談申候事にて候間、日野にもよく
く其心得候様ニ御申伝頼入候、先刻も左様ニ申候かとハ、そんなし候
へとも例え忘却故、且又為念如此とくるしからぬ事ながら、何とやら
んにまめなるやうニ候へハ、いかしく候間扱如此候、及深更候へと
も明朝中院など参会候へんかと申候事にて候、一覽以後火中くく、

32

(三〇・七センチ×四〇・一センチ)

萩 桐の葉にまた見ぬ秋をつゝ井つはの

いつよりおきや音にたつらん歌

恋 端尤之由候、

如此ニ候、富士之哥も奥御添削候、諸事明日可申述候也、

(寛文六年)

七月四日

烏丸前大納言とのへ

33

(二五・三センチ×一八・四センチ 切紙)

生れん品トハ如何候へん哉のよし、法皇仰ニ候、即如此御添削被遊候、
生れんを上か上にとねかふ身に

如此書付させ候へは、人倫打越候故、又如此候、

上か上に生れむこそハねかひなれ

即此通書付候、奥ハ他一初折面ニ書候、もはや為所他ならてハ、
今一つハ無之候、

34

(二五・三センチ×一四・七センチ 切紙)

第三

『遠さかるあらしや春にかすむらん』

如此法皇御添削候、

35

(一五・三センチ×二四・六センチ 切紙)

夜前雑談申候、懐紙闕字之事如何清書候哉、飛鳥井所存如何候哉と思
給候、兎角一座時宜可然候条、各被聞食候而、多分ニ付、清書尤ニ候
哉、愚存之趣夜前申談候条、扱如此候也、

廿八日

(三一・三センチ×四一・六センチ)

端可然候、但紅葉のところ古キ詞候哉、若不然候ハ、中ノしくれて
そ可然候歟、恋尤可為端之由、被仰下候也、

烏丸前大納言とのへ

(包封)

(附、極札)

「後西院天皇宸翰資慶卿來翰卅八通(印文守村)(印文古筆)
標題光榮公(墨陽方印)(朱陽槽印)」

(極札包紙)

「後西院天皇宸翰小札 古筆了仲」